

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年5月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000314号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100009号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成18年3月15日は17万6,000円、平成19年3月15日は21万円、平成19年12月14日は23万円、平成20年3月14日は22万円、平成20年7月11日は23万円に訂正することが必要である。

平成18年3月15日、平成19年3月15日、平成19年12月14日、平成20年3月14日及び平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、平成18年3月15日、平成19年3月15日、平成19年12月14日、平成20年3月14日及び平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年3月
② 平成19年3月
③ 平成19年12月
④ 平成20年3月
⑤ 平成20年7月

請求期間について、A事業所から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成19年度及び平成20年度賃金台帳、請求期間に係る預金通帳、年金事務所から提出された同僚の平成19年及び平成20年賞与明細書並びに同僚から提出された請求期間に係る賞与一覧表(以下、併せて「関連資料」という。)から判断して、請求者は、A事業所から、請求期間①は18万円、請求期間②は21万円、請求期間③は23万円、請求期間④は22万円、請求期間⑤は

23万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は17万6,000円、請求期間②は21万円、請求期間③は23万円、請求期間④は22万円、請求期間⑤は23万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万6,000円、請求期間②は21万円、請求期間③は23万円、請求期間④は22万円、請求期間⑤は23万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、同僚のオンライン記録及び預金通帳の入金年月日から、請求期間①は平成18年3月15日、請求期間②は平成19年3月15日、請求期間③は平成19年12月14日、請求期間④は平成20年3月14日、請求期間⑤は平成20年7月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年3月15日、平成19年3月15日、平成19年12月14日、平成20年3月14日及び平成20年7月11日に係る請求者の届出や保険料納付について、具体的な回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000414号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100010号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月15日の標準賞与額を105万円に訂正することが必要である。

平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月15日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表、源泉徴収簿及び賃金台帳により、請求者は、同社から105万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(9万6,075円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成29年12月15日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年12月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000415号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100011号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月15日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月15日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表、源泉徴収簿及び賃金台帳により、請求者は、同社から23万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万1,045円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成29年12月15日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年12月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。